

総社市告示第19号

総社市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要綱（平成19年総社市告示第86号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（親族等への情報提供） 第7条 市長は、第3条第3号において、本人の親族が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を審判請求に必要な範囲において当該親族に提供することができる。この場合において、情報の提供を行う場合は、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>（親族等への情報提供） 第7条 市長は、第3条第3号において、本人の親族が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を審判請求に必要な範囲において当該親族に提供することができる。この場合において、情報の提供を行う場合は、<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）</u>の規定により、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。